

手話通訳派遣のご案内

～官公庁・企業及び団体への手話通訳派遣について～

高知県聴覚障害者協会では、手話通訳者の派遣を行っております。

手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者の場合、医療・教育・その他の社会生活の様々な場面で手話通訳を必要としています。

団体や組織の中に聴覚障害者の方が所属しておられる場合や、企画された行事に聴覚障害者が参加される場合には、主催者が手話通訳を準備することが基本となり、有償にて派遣致します。

聴覚障害者の社会参加を保護するために、制度の利用にご理解いただき、手話通訳者の派遣が円滑に行えるようにご協力をお願い致します。

1) 派遣・斡旋基準

- ① 委託契約に基づく手話通訳の「無料派遣」は、聴覚障害者個人の生活と権利の保持に関わる依頼範囲とする。
(市町村地域生活支援事業により、聴覚障害者が住まわれる各市町村が負担します)
- ② 官公庁からの依頼に対しては、関係部署において通訳報酬費を予算化して頂き、協会としては手話通訳者の斡旋のみとする。
- ③ 民間企業の業務に関わる問題での手話通訳派遣の場合も斡旋とする。
- ④ 公共団体、企業等が主催する集会、参加費を徴収する各種集会、講演会等においてもこの基本方針により斡旋とする。
- ⑤ ここにいう斡旋とは、手話通訳者の確保と配置に対しては本協会が責任を持ち、派遣に伴う必要経費を依頼者に負担して頂くことをいう。
- ⑥ 投機的営利を目的とする事業説明会、思想、信条に関わる説明会等には派遣・斡旋とできません。
- ⑦ 以上、派遣・斡旋はケースにより原則として、手話通訳士及び高知県登録手話通訳者がこれにあたる。

2) 対象

対象	内容	区別
行政機関 公的機関	官公庁・地域自治体の計画・主催による 各種企画事業に対する派遣	斡旋
企業 民間団体	企業創業記念・業務報告・研修・その他 参加費を徴収する各種団体の集会・大会等	斡旋
聴覚障害者個人 及びその家族等	個人の生活・医療・人権・就職等の直結 した派遣要望及び福祉活動	派遣

3)手話通訳料基準

(1名につき)

時間	金額
2時間まで	6,000円
3時間まで	7,000円
4時間まで	8,500円
5時間まで	10,000円

※5時間を越える場合1時間までごとに2,000円加算します。

※遠方への派遣については、交通費を実費にて申し受けます。

※特殊で高度な技術を要する通訳(例 テレビ通訳・司法関係通訳等)は派遣通訳基準外とする。

◇短時間の個人対面場面の通訳を除き、原則として手話通訳者2名以上の派遣となります。

◇講演会、演説会、大会等においては、短時間であっても複数派遣となります。

◎なお、手話通訳料基準表を基準にしておりますが、ご予算の都合等ありましたら何なりと、お問い合わせ下さい。

一般社団法人
高知県聴覚障害者協会

〒780-0928
高知市越前町2-4-5 3階
TEL 088-822-2794
FAX 088-875-5307

要約筆記者派遣のご案内

～官公庁・企業及び団体への要約筆記者派遣について～

高知県聴覚障害者情報センターでは、要約筆記者の派遣を行っております。

きこえない・きこえにくい人の場合、医療・教育・その他の社会生活の様々な場面でコミュニケーションや情報保障を必要としています。

団体や組織の中に対象者の方が所属しておられる場合や、企画された行事に対象者が参加される場合には、主催者が要約筆記を準備することが基本となり、有償にて派遣いたします。

きこえない・きこえにくい人の社会参加を促進するため、制度の利用にご理解いただき要約筆記者の派遣が円滑に行えるようにご協力をお願いいたします。

1)派遣・斡旋基準

- ① 委託契約に基づく要約筆記の「無料派遣」は、対象者個人の生活と権利の保持に関わる依頼範囲とする。
(市町村地域生活支援事業により、対象者がお住いの各市町村が負担します)
- ② 官公庁からの依頼に対しては、関係部署において報酬費を予算化していただき当センターとしては要約筆記者の斡旋のみとする。
- ③ 民間企業の業務に関わる問題での要約筆記者派遣の場合も斡旋とする。
- ④ 公共団体、企業等が主催する集会、参加費を徴収する各種集会、講演会等においてもこの基本方針により斡旋とする。
- ⑤ ここにいう斡旋とは、要約筆記者の確保と配置に対しては当センターが責任を持ち、派遣に伴う必要経費を依頼者に負担して頂くことをいう。
- ⑥ 投機的営利を目的とする事業説明会、思想、信条に関わる説明会等には派遣・斡旋とも利用できない。
- ⑦ 以上、派遣・斡旋に伴う要約筆記は高知県登録要約筆記者が遂行する。

2)対象

対象	内容	区別
行政機関 公的機関	官公庁・地域自治体の計画・主催による 各種企画事業に対する派遣	斡旋
企業 民間団体	企業創業記念・業務報告・研修・その他 参加費を徴収する各種団体の集会・大会等	斡旋
対象者個人 及びその団体	個人の生活・医療・人権・就職等に直結した 派遣要望及び福祉活動(各市町村が認めるもの)	派遣

3) 要約筆記料基準

(1名につき)

時間は14分切捨て15分より切り上げ

時間	金額
2時間まで	5,000円
3時間まで	6,000円
4時間まで	7,000円
5時間まで	8,000円

5時間を越える場合も1時間毎に1,000円加算

※特殊な内容の派遣(例 司法関係等)は、基準外とします。

※交通費については、事業開催地以外からの派遣者は交通費を実費にてお願いします。

(駐車場代または高速代は、別途請求いたします)

※キャンセル料について、当日の場合キャンセル料金が発生します。

※上記金額を基準にしておりますが、ご予算の都合等ありましたらなんなりとご相談ください。

◆上記以外のキャンセルについては情報センターまでお問い合わせください。

◆講演会、演説会、大会等においては、短時間であっても複数派遣(5名)となります。

終日派遣の場合は、午前・午後で交代する場合もございます。(5名～)

◆準備物(機材)について【必ずご準備ください】

要約筆記者座席用の机(長机)・イス ・スクリーン・プロジェクター
・プロジェクターにつなぐケーブル・プロジェクターの台をご準備ください。

◆要約筆記後のログ(パソコンで入力した内容)・ロール・用紙について

要約筆記は音声を文字にして伝える情報保障です。記録としての筆記、入力ではありません。

要約筆記終了後にログ・ロールの二次利用をすることはできません、ご了承ください。

高知県聴覚障害者情報センター
〒780-0928 高知市越前町2-4-5 3F
TEL 088-823-5922
FAX 088-822-0750
Email chokaku-joho@kodakasa-h.com